

第5期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回数	第1回
日時	2016年7月19日（火）	13時30分～	15時45分
会場	スマイルなかの 障害者社会活動センター4階 多目的室		
検討内容			
<p>1 会長及び副会長の選出</p> <p>◆各委員自己紹介</p> <p>◆会長の選出 中野区障害者自立支援協議会設置要綱（以下、協議会設置要綱という。）第4条に基づき、会長は、委員の互選の結果、中村委員が選出された。</p> <p>◆会長あいさつ【中村会長】 昨今障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法等の改正があった。また、障害者の権利に関する条約批准後2年が経過し、政府報告が国連に提出された。さらに地域で生き辛さを抱える方たちを総合的に支えるため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部も設置された。自立支援協議会でも、国や東京都、国際的な動きも注視し、障害のある方の立場で支援の在り方を考えていく。</p> <p>◆副会長の選出 協議会設置要綱第4条に基づき、中村会長からの指名により2名の副会長に市野委員と秋元委員を選出。 副会長あいさつ。</p> <p>2 協議会組織等の説明</p> <p>◆地域生活支援拠点等の整備について（事務局） 江古田3丁目のアポロ園跡地に、短期入所と地域生活支援拠点を付加したグループホームの設置計画を進めている。中野区ではグループホーム併設型で地域生活支援拠点の機能を持たせる。また、民間事業者の応募を募り、整備、運営の委託を検討している。自立支援協議会にて審議いただきたい。</p> <p>◆第5期中野区障害者自立支援協議会の組織について（事務局） 第5期協議会の組織（案）について説明。障害者差別解消法についての部会の設置は今期の検討課題とする。 《意見交換概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の協議会等や基幹相談支援センターは相談支援会議の中に入っているのか。 <p>→中野区では直営で実施しており、障害福祉分野で基幹相談支援センター機能を持っている。虐待についても別に設置しており、虐待の報告については、機会を見て協議会でも行う。</p> <p>3 部会の設置</p> <p>◆部会、事業者連絡会等の設置について 協議会設置要綱第6条に基づき、常設部会である相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会の3部会と居宅系、施設系の事業者連絡会、相談支援機関会議を設置する。地域生活拠点については、部会で検討することとする。 《意見交換要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部地域に児童発達障害支援センターが設置される。そこに関係する分野等横のつながり、連携をいかに図っていくのか。地域生活支援拠点整備事業にも深く関係してくる。子供の部会の設置について 			

(様式1)

ては、どのように考えているのか。

→地域生活拠点については短期の緊急的な避難には対応できるが、長期の需要に対応するため、区や事業所の連携について検討する必要がある。子供の対応については、昨年度、子ども教育部では事業者連絡会を立ち上げ、事例検討を行い、サービスの質の向上を図っている。

→預かり機能だけではなく、就労訓練のプログラムにより卒業後の就労につなげる取り組みをしている事業所もある。部会の中でも連携、情報共有について検討する必要がある。

→中野の子供施設でも情報を共有して検討していく機能が重要になる。地域で縦横の連携がある方が暮らしが支えやすくなる包括という仕組みがある。

4 部会長及び副部会長、事業者連絡会担当委員の指名

協議会設置要綱第6条第4項の規定により、中村会長から各部会長、副部会長、事業者連絡会担当委員を指名。

○相談支援部会（部会長）松田委員、（副部会長）岡田委員

○地域生活部会（部会長）加藤委員、（副部会長）関口委員

○就労支援部会（部会長）鈴木委員、（副部会長）大村委員、近藤委員

○居宅系事業者連絡会（担当委員）秋元委員

○施設系事業者連絡会（担当委員）柏原委員、奥秋委員

各部会長、事業者連絡会担当委員あいさつ

◆各部会、事業者連絡会の担当職員について

各部会、事業者連絡会の担当職員、全体会の担当職員を紹介した。

5 会議の運営について

①委員の任期は平成30年5月末までの2年間

②個人に委嘱をしているので代理はできない

③会議は委員の過半数の出席がなければ開催することはできない

④次回は9月15日（木）を予定している。障害福祉計画のサービス見込み量の見直しについて報告を予定している

⑤会議は公開で、傍聴は可。会議の冒頭で傍聴者の人数を事務局から報告する

⑥会議の記録は、区ホームページで要録を公開している

6 相談支援機関会議報告

◆第26回（5月25日開催）事例総数16件

同居家族の急逝などにより知的障害の方が一人暮らしとなり、ゴミの溜め込みや汚水漏れなど近所から苦情が出るケースがある。居宅介護サービス等を利用し、屋内外の清潔さを保つ必要がある。

◆居住サポートについて

退院後等、賃貸契約の住宅に戻るために一人暮らしも含めて、部屋探しからサポートする体制をとる。他のサービスも利用して快適な生活の提供を目指す。

◆各相談支援機関からの情報提供

せせらぎ：6月に法人内部の体制変更を行い、地域相談支援事業、地域移行・地域定着支援の充実を

(様式1)

図る。相談支援事業所に関する苦情がすこやかに寄せられることがあるが、事業所の指定に関わるような苦情は、給付担当で対応する。その他の苦情は、相談支援担当で対応する。

◆マイナンバーの取扱い

精神障害手帳、自立支援医療申請時等、マイナンバーの記入を厳格に求められることが増えている。利用者から保存期間をあまり長くしないでほしいと要望があったが、関係文書については規定に沿って保存後廃棄を行う。

7 その他

◆障害をもった方の公営住宅入居について

他の自治体の公営住宅に精神障害の方が入居を希望した際、24時間対応の支援体制がないと受け入れられないと入居を断られた例がある。

《意見交換概要》

- ・区営住宅でも24時間の支援体制をとらなくてはならないという決まりはあるのか。
→(事務局)確認して、全体会で報告する。

◆ハローワークの求人の取扱い

精神障害を持った方が手帳を持参してハローワークに行ったが、求人申込みを受付けできないとされた例がある。

《意見交換要旨》

- ・障害者枠での求人申込みに医師の診断書の提示を求められた。
→手帳を持参すれば、受付ける状況にあるが、求人受付としては、企業に責任をもって紹介する立場から、本人が働ける状況にあるのか確認をとるために医師の診断書の提示を求めたのではないか。
医師の診断書を提示が必要といった規則自体はない。

○情報提供

- ・日本発達障害連盟主催、講演会「意思決定支援と成年後見、地域生活支援拠点について」が9月22日に日比谷コンベンションホールにおいて開催予定。
- ・中野区愛育会主催、研修「知的障害者が地域で暮らすために『発達障害の理解と支援』」が9月9日に中野区産業振興センターで開催予定。
- ・東京都立中野特別支援学校の案内が発行された。次回、学校公開日は11月1日。

備考

次回日程 9月15日(木) 13:30~15:30 中野区役所7階第9会議室